

○興行場法の適用について

具体的に興行場法の適用を受ける興行場は、映画館、劇場、寄席、音楽堂、野球場、見世物小屋等の施設である。  
 なお、業として映画等を上映しない場合は興行場法の適用はない。業とは、反復継続の意思をもって行われることで、社会性は必要であるが、営利性は必要ではない。したがって、家族・友人のみを対象にしたものは含まれないが、会社の福利厚生施設として映画鑑賞室を設けた場合のように無料であっても対象となるものがある。  
 なお、集会場等であってもおおむね月に5回以上映画の上映等を行う場合には興行場の許可が必要となる。  
 また、近年、遊園地等で様々なパビリオンが設けられているが、興行場の定義に該当するような施設については興行場法が適用となる。なお、船や可動式の椅子、車等に乗って室内に設けられた風景・人形等を観覧するものは興行場であるが、ジェットコースター等乗り物の臨場感・スピード感を高めるための風景等が設けられているにすぎないものは興行場ではない。  
 飲食店に設置されたテレビ等単なる客寄せの手段に過ぎないものは、興行場ではない。また、カラオケボックスのように本人が歌うことを目的とした施設も興行場ではない。

○興行場の適用の具体的な例

施設等	該当	非該当
集会場および各種会館		
(4日間程度)		○
(5～10日)	○(臨時建築制限規則による用途変更許可不要)	
(10日以上)	○(臨時建築制限規則による用途変更許可必要)	
遊園地	遊園地のうち、船や可動式の椅子、車等に乗って室内に設けられた風景・人形等を観覧するもの	遊園地のうち、ジェットコースター等乗り物の臨場感・スピード感を高めるため風景等が設けられているにすぎないもの
カラオケボックス		○(本人が歌うことが主な目的)
競馬場	○	
競輪場	○	
野球場	業として人に試合を見せる場合(月5日以上)	・業として人に試合を見せる場合(月4日まで) ・アマチュア競技のために使用する場合
運動競技場	業として人に試合を見せる場合(月5日以上)	・業として人に試合を見せる場合(月4日まで) ・アマチュア競技のために使用する場合
陸上競技場	業として人に試合を見せる場合(月5日以上)	・業として人に試合を見せる場合(月4日まで) ・アマチュア競技のために使用する場合
ボーリング場		○
スケート場		○
水泳場		○
大型バス内で移動する移動紙芝居	○(興業場所が車両となるため)	
車両に映写機を積載して運動場で映写し巡回する営業		○(興業場所が移動するため)
飲食店に設置されたテレビ	テレビの視聴が主な目的である施設	客寄せが主な目的である施設
博物館、水族館		○(教育的配慮の下に公衆の利用に供する目的)
展覧会		○(主な目的が知識を普及会得せしめるため)
博覧会	会場内に施設を設け演劇、演芸を行う施設については適用を受ける	○
レストラン、バーでの観せ物(音楽、イベント等)	観せ物が本来の業務を超えない範囲の客寄せ目的の場合非該当だが、独立性、規模等により判断が分かれる	